

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所（06-6399-1392）
処分の名称	施行者管理地の一時使用許可
概要	地方自治法の規定により、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用許可を受けることができますが、本市の施行する土地区画整理事業において同事業の施行者が管理する土地のうち、仮換地指定から換地処分までの間における、使用収益することができる者がなくなった従前の宅地や施設を廃止した従前の公共施設用地等であって、使用収益の開始通知がなされていない仮換地等については、事業に支障を生じない範囲で、その使用許可を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 大阪市財産規則（昭和39年4月1日規則第17号）第15条 https://ww1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 本市が施行する土地区画整理事業施行地区内における施行者の管理する土地の一時使用許可に関する取扱方針 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000467622.html
審査基準	（一時使用許可） 第2条 施行者管理地の一時使用は、事業に支障を生じない範囲で、次の各号のいずれかに該当する場合に許可するものとする。 （1）施行者管理地を使用しなければ、施行地区内の土地及び建築物等に関する権利を有する者により行う建築物等の築造、解体等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該土地を使用させることがやむを得ないと施行者が認める場合 （2）電気、ガス事業その他の公益事業を実施する者が当該公益事業の用に供するためやむを得ないと施行者が認める場合 （3）災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合 （4）本市又は他の公共団体等が公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と施行者が認める場合 （5）施行者管理地に係る事業の施行地区に関連のある本市が承認する団体等が地域振興等に供する場合その他事業実施上やむを得ないと施行者が認める場合 （6）前条第4号に規定する施行者管理地において、道路法第32条第1項の規定に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合（ただし、同法第36条第1項に掲げるもの、並びにそれに付随する引込管、電柱及び電話柱を設けるときはこの限りでない。） （7）前6号に掲げるもののほか、本市の事業上やむを得ない場合その他特に必要があると施行者が認めるとき
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所
提出時期	随時
提出方法	施行者管理地一時使用許可申請書及び添付書類を淡路・三国東土地区画整理事務所へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所
ホームページ	
備考	